

在宅歯科医療連携室整備事業講演会

“かかりつけ歯科医”が明日から実施する診療室を核にした 摂食機能療法と在宅支援

日本大学歯学部 摂食機能療法学講座
教授 植田 耕一郎

平成 18 年度介護保険改訂にあたって「運動器の機能向上」「栄養改善」、そして「口腔機能の向上支援」を柱にした高齢者に対する介護予防施策が導入されました。高齢者健康施策に「口腔」という文言が明記されたことは画期的なことでした。

平成 24 年度以降の医療改訂のたびに、「かかりつけ歯科医による在宅医療の推進」が提唱され、高齢者に対して「重篤な歯科疾患と摂食・嚥下障害の対応を歯科医療の業務となす」ことが記されています。

「介護予防」「口腔機能向上支援」「かかりつけ歯科医」「在宅診療」「摂食嚥下リハビリテーション」は、超高齢社会となった日本の歯科医療においては、今後もキーワードとして、ますます重要視されていくことと思います。

ここで改めて認識していききたことは、かかりつけ歯科医である以上、「訪問診療」「摂食機能療法」から始まるのではなく、あくまでも「診療所」が診療の主体であるということです。診療所の延長線上で先のキーワードの場面に遭遇することになります。それらを展開するには、患者さんが診療所に通院されていた時に、口腔機能の大切さに気付いてもらうよう日頃から説いておくことが必要でしょう。在宅支援は訪問診療を始めたときからではなく、診療所に通院しているときから始まっているのだということ、それがかかりつけ歯科医の真骨頂でもあろうかと思えます。

そこで今回は、以下について検討いたします。

1. リハビリテーションの理念
2. 診療室で実施する摂食機能療法と口腔機能の向上支援
3. “かかりつけ歯科医”の在宅支援の考え方と手法
4. 21 世紀の超高齢社会に向けての健康感

かかりつけ歯科医の責務を全うするために、香川県歯科医師会の先生かた、スタッフの方々と実践的な話し合いの場となれば幸いです。